

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の一部改正について（概要）

令和2年8月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（以下「環境アセス」という。）の対象事業は、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）において定められており、発電所については、一定規模以上の水力発電所、火力発電所、地熱発電所、原子力発電所、太陽電池発電所、風力発電所が対象となっている。

また、対象事業に係る環境影響評価項目や調査、予測及び評価の手法の指針（環境影響評価項目等選定指針）は、主務省令において規定することとなっている（環境影響評価法第11条第4項）。

第5次エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給の一翼を担う長期安定な主力電源としていくため、大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされており、風力発電所の環境アセスについても、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスの迅速化や規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も検討するとされている。

また、平成30年11月、環境省「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書において、風力発電所の環境アセスに関し、「参考項目（注）の簡素化の観点から、以下について取扱いを関係の主務省令等の中で検討する必要がある」とされた。

- ・施設の稼働に伴う「低周波音」のうち可聴域以外のもの（超低周波音）（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日 環境省水・大気局長通知を踏まえて検討）
- ・工事用資材の搬出入・建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動に係る事項

（注）参考項目：事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべきものを参考項目として主務省令で規定。

これを受け、令和2年4月に産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会において、参考項目の簡素化に関する審議を行った結果、参考項目の見直しについて了承を得たことから、主務省令である「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所アセス省令」という。）について、所要の改正を行う。

また、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）が一部改正されることから、発電所アセス省令について、あわせて所要の改正を行う。

2. 主な改正の内容

- (1) 発電所アセス省令第21条に基づく、風力発電所に係る参考項目から、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」、「粉じん等」の項目の削除、「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目の削除、及び環境要素の区分のうち、「騒音及び超低周波音」の「超低周波音」の削除【発電所アセス省令別表第6】
- (2) 発電所アセス省令第23条に基づく、風力発電所にかかる参考手法から、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち、「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」、「粉じん等」の項目の削除、「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目の削除【発電所アセス省令別表第12】
- (3) 水産資源保護法第15条が、第18条に条ズレすることに伴う規定の整理【発電所アセス省令第16条第21号】

3. 今後のスケジュール

公布日：令和2年8月31日

施行日：2. (1) 及び (2) は、公布の日

2. (3) は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）

以上